

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………
- …(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
- …(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………
- …(同)…
- 都立公園の有料施設の使用料の徴収委託……………
- …(建設局公園緑地部公園課)…
- 東京海区におけるかき漁業の制限……………
- …(同)…
- 東京都議会事務局組織規程の一部改正……………
- …(同)…
- 開発行為に関する工事完了……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…

公告

告示

●東京都告示第九百六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年九月一日

- 東京都知事 小池 百合子
- 一 施行者の名称 葛飾区
 - 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業第八・三・二一号柴又公園
 - 三 事業施行期間 令和五年九月一日から令和八年三月三十一日まで
 - 四 事業地 取用の部分 葛飾区柴又七丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第九百六十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月一日

令和五年九月一日

東京都多摩建築指導事務局長
名 取 伸 明

- | | | | |
|------------|--------|------------|------------------------|
| 変更に係る道路の種類 | 変更年月日 | 変更に係る道路の種類 | 変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル) |
| 法第四十二条 | 令和四年七月 | 武蔵村山市中 | 延長 |

●東京都告示第九百六十八号

第一項第五号 月五日 藤五丁目八十番一の一〇・八三の規定による 七番一の一部 幅員及び同番一地 四・五四 先

●東京都告示第九百六十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同法第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年九月一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(板橋区舟渡三丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

●東京都告示第九百六十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第千五百二十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同法第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年九月一日

令和五年九月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(江戸川区平井三丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

●東京都告示第九百七十号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料(予納金を含む。)の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年九月一日

一 委託した相手方 東京都知事 小 池 百合子

- (一) 名称 公益財団法人東京都公園協会
- (二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号
- 委託期間 令和五年九月一日から令和六年三月三十一日まで
- 三 委託施設 高井戸公園のサッカー場

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定に基づき、東京海区(伊豆諸島海域に限る。)におけるかにかご漁業(以下「この漁業」という。)については、次のとおり制限する。

令和五年九月一日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

(一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(二) 令和六年四月一日から同年十月三十一日までの操業

(承認操業)

二 この漁業を操業しようとする者は、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 操業区域

この漁業の操業区域は、次の三区域とする。

ア A区域 大島陸岸から六海里以内の水域

イ B区域 利島、新島、式根島及び神津島各島陸岸

から九海里以内の水域

ウ C区域 三宅島及び御蔵島陸岸から十海里以内の水域

(二) 承認隻数

この漁業の操業を承認できる隻数は、A区域三隻、B区域六隻及びC区域四隻を上限とする。

(三) 種類及び大きさの制限

甲幅十二センチメートル以下の「たかあしがに」については、採捕してはならない。

(四) 使用漁具

この漁業に使用することのできる漁具の規模等は、次のとおりとする。

ア かごの大きさ

高さ 百センチメートル以内

直径又は幅 二百センチメートル以内

イ 持ちかご数 一隻につき二十個以内

ウ 網目 かごの網目の目合四寸目(一二・一二センチメートル)以上

エ 浮標綱(瀬縄)は、ワイヤロープ以外のものを使用する。

(五) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに委員会の交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(六) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(七) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、この漁業に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

この指示の有効期間は、令和五年十一月一日から令和

六年十月三十一日までとする。

訓令(議)

●東京都議会議長訓令第四号

東京都議会議会局

東京都議会議会局組織規程(昭和五十一年東京都議会議長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

令和五年九月一日

東京都議会議長 三宅 しげき

第十二条の表調査部の部調査企画課の項第三号中「情報化施策」を「デジタル関連施策」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年九月一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名
清瀬市下宿二丁目五百八番一及び同番五 西東京市北原町三丁目二番二十二号

株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行

西東京市谷戸町一丁目二千八 武蔵野市境二丁目二番二号

百四十三番の一部

株式会社飯田産業 代表取締役 築地 重彦

西東京市北町五丁目九百七十九番四、同番六及び同番七

西東京市東伏見三丁目六番十九号 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

三鷹市大沢一丁目二百七十番四の一部(第一工区)

西東京市東伏見三丁目六番十九号 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

東久留米市下里五丁目五百八十六番二、五百八十八番一、五百八十九番及び五百九十番五

西東京市東伏見三丁目六番十九号 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

小平市小川町一丁目三百四十五番十七、同番十八、同番二十六及び同番二十七

千代田区大手町一丁目三番二号 住友林業株式会社 代表取締役 光吉 敏郎

狛江市西野川一丁目四百八十七番一及び四百八十八番一の各一部(第一工区)

板橋区成増三丁目十二番一 株式会社ナミキ 代表取締役 並木 洋一

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

